

白馬村観光地経営会議 進め方

資料 1



白馬村観光地経営会議・白馬村観光地経営ビジョン・の位置づけ

○白馬村観光地経営会議・白馬村観光地経営ビジョンの位置づけ（白馬村持続可能な観光地経営に関する条例第9,10条）

- ✓ 「白馬村観光地経営会議」は経営ビジョンの策定や進捗管理、宿泊税の使途を審議する主体として格上げ
- ✓ 「白馬村観光地経営会議」は白馬村執行機関の附属機関として、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置し、村長の諮問に応じて必要な事項を調査審議するとともに、その結果を村長に答申する組織として位置付ける
- ✓ 「白馬村観光地経営ビジョン」は、条例第9条に基づき策定する法定計画であり、持続可能な観光地経営の実現に向けた施策の基本方針と目標を定めるもの。

白馬村持続可能な観光地経営に関する条例（一部抜粋）

第9条（白馬村観光地経営ビジョン）

1. 村長は、持続可能な観光地経営の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、白馬村観光地経営ビジョン（以下「経営ビジョン」という。）を定めるものとする。
2. 経営ビジョンは、持続可能な観光地経営に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - （1）施策についての基本的方針
 - （2）村が総合的かつ計画的に講ずるべき施策と目標
 - （3）前各号に掲げるもののほか、施策を推進するために必要な事項
3. 村長は、経営ビジョンを定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
4. 前項の規定は、経営ビジョンの変更について準用する。

第10条（白馬村観光地経営会議）

1. 村長は、経営ビジョンの策定や進捗管理、宿泊税の使途を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、白馬村観光地経営会議（以下「経営会議」という。）を置く。
2. 前項に規定するもののほか、経営会議については、別に条例で定める。

第11条（財源の確保）

1. 村長は、経営ビジョンに定める事項を推進するための事業に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。
2. 前項に規定するもののほか、宿泊税については、別に条例で定める。

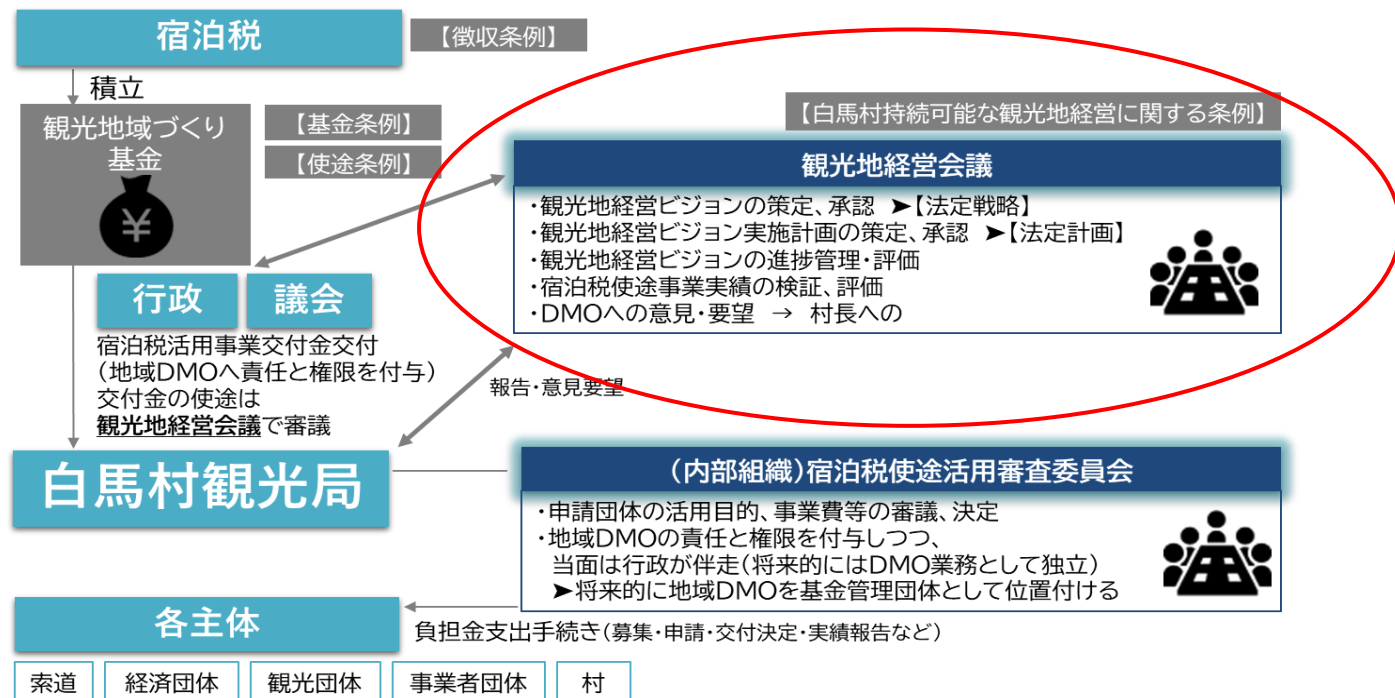
第12条（宿泊税使途の基本方針）

1. 前条に定める宿泊税の使途は、第3条の基本理念に則り、経営ビジョンに定める経営戦略の範囲内の事業とし、次の各号に掲げる事項について事業を実施するものとする。
 - （1）来訪者の利便性及び満足度向上に資する事業
 - （2）来訪者が訪れることで生じる自然環境や住民生活への負荷を抑えるための事業
 - （3）課題抽出及び事業の評価指標の設定並びに効果検証に必要な調査及び計画に関する事業
 - （4）観光リスクマネジメントに関する事業

観光地経営ビジョンの管理・宿泊税管理のガバナンス

ビジョンの管理・評価対象	概要	実施時期	実施者
ビジョンに基づく施策	・施策の進捗状況の確認・検証 ・各戦略の目指す到達点を達成できたかどうか ・次年度の戦略検討	毎年 毎年	観光地経営会議
宿泊税活用事業交付金	・宿泊税使途審議、実績、事業の評価	毎年	観光地経営会議
KGI・KPI(成果指標)	・数値の把握・数値目標の達成状況 ・数値の把握方法・数値目標の設定の妥当性確認	毎年 適宜	観光地経営会議

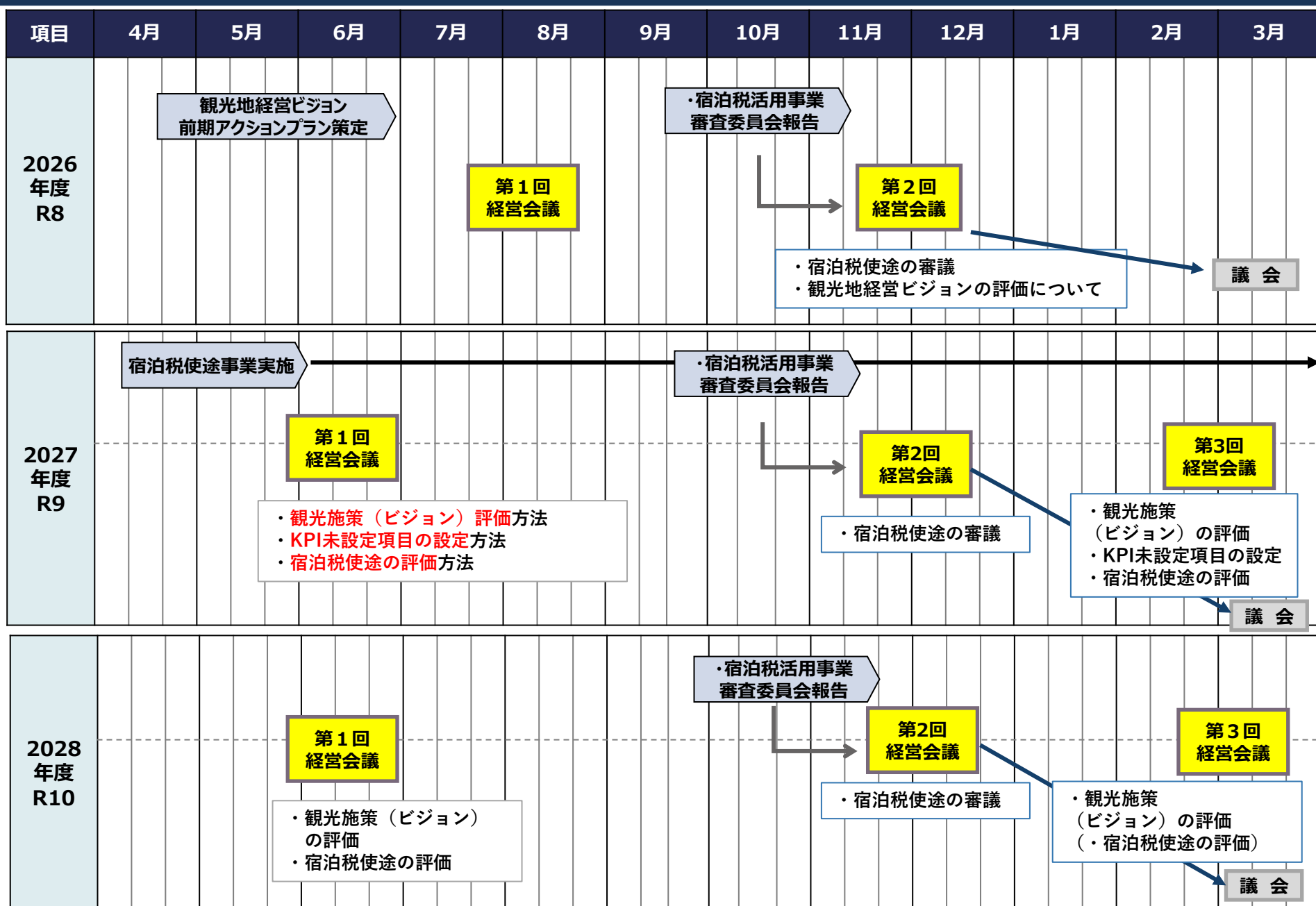
- ✓ 観光地経営ビジョンは、「白馬村持続可能な観光地経営に関する条例」の中で定められた法定戦略であり、ビジョンに記載された内容の実現のためには、宿泊税を用いることができる。
※ 観光地経営ビジョンのために用いる予算は、必ずしも宿泊税のみではない。
- ✓ 観光地経営ビジョンに記載された内容は、白馬村観光局内に設置した「宿泊税使途活用審査委員会」により運用される。
- ✓ 観光地経営ビジョンに記載された内容の進捗確認は、観光地経営会議において行われる。



白馬村観光地経営ビジョンの進め方 ①

項目	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R113 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
・宿泊税使途活用審査 委員会立上げ	前 期			中 期			後 期			
・観光地経営ビジョン アクションプラン 策定	●				●			●		
・宿泊税使途の 審議、評価	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
・観光施策 (ビジョン)の評価		●	●	●	●	●	●	●	●	●
・KPI未設定項目の設定		●								
・KPIの見直し				●			●			●
・委員任期										
・新経営ビジョン策定	2年		3年			3年		3年 (R18まで)		●

白馬村観光地経営ビジョンの進め方 ②



推進体制

✓ 行政・観光地経営会議・白馬村観光局・観光関連事業者や住民等が中心となり、観光地経営ビジョンを推進

